

附 則

この規程は、平成21年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月6日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構について (奨学事務の手引抜粋)

日本学生支援機構は、独立行政法人日本学生支援機構法に基づいて平成16年4月に設立され、教育の機会均等に寄与するため学資の貸与その他学生等の修学援助を行うこと等により、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的としています。

本機構は、日本育英会の権利・義務を承継し、奨学金事業の充実を図ります。

奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し貸与されます。また、卒業後返還された奨学金は、後輩の奨学金として再び活用されます。

奨学金には無利子の「第一種奨学金」と、有利子の「第二種奨学金」とがあり、機構により定められた規定により採用されます。

1. 出願の資格

学校教育法に規定する大学に在学する者で、「第一種」においては、人物・学業ともに特に優れ、かつ健康であって、経済的理由により、著しく修学困難な者であること。「第二種」においては、人物・学業ともに優れ、かつ健康であって、経済的理由により修学困難な者であること。

また、外国人は、在留資格により出願資格のない場合があるので、大学で確かめること。なお、次の者は出願資格がない。

- (1) 現に機構奨学生である者。(ただし、併用貸与の場合及び第一種・第二種間の変更を希望する場合を除く。)
- (2) 大学において機構奨学金の貸与を受けた者で、次に該当する者。
 - ア 機構奨学金を辞退後、同一大学において同一年次以下の年次を重複履修する者。(ただし、重複履修の初年度の翌年度以降は出願資格を認める。)
 - イ 退学後、大学の同一年次以下の年次に入学又は編入学した者。(ただし、入学又は編入学の翌年度以降は出願資格を認める。)
 - ウ 卒業後、再び大学に入学又は編入学した者。(ただし、短期大学卒業後4年制大学の3年次に編入学した者はその年度から、4年制大学の2年次以下の年次に入学又は編入学した者は翌年度以降出願資格を認める。)
- (3) 高等専門学校において機構奨学金の貸与を受けた者で、第4学年修了(第4学年途中の退学者は含まない。)又は卒業後、大学の1年次に入学した者。(ただし、入学の翌年度以降は出願資格を認める。また、大学2年次以上の年次に編入学した者はその年度から出願資格を認める。)
- (4) 専修学校専門課程において機構奨学金の貸与を受けた者で、退学又は卒業後大学の1年次に入学した者。(ただし、入学の翌年度以降は出願資格を認める。)
- (5) 大学に在学する者のうち別科生、選科生、聴講生。

2. 奨学生の心得

奨学生は機構の定める奨学規程、その他の規定を守り、機構および学校の指示にしたがうとともに奨学生としての資質の維持向上に努める必要がある。

したがって、学業成績が不振になったり、学校内外の規律を乱したり、その他性行の状況が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学金の交付を打切られる。また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してもらうことになっている。

3. 奨学金の貸与月額と貸与期間

(1) 貸与月額（単位円）なお、第二種奨学金の卒業後の利率は年3%（上限）である。

区 分	第一種奨学金		第二種奨学金
学 校	私 立 大 学		奨学生の希望により次のいずれかの貸与月額を選択
	自 宅	自宅外	
大 学 学 部	30,000円又は54,000円	30,000円又は64,000円	3万円、5万円、8万円、10万円、12万円
大 学 院	50,000円又は88,000円		5万円、8万円、10万円、13万円、15万円

(2) 貸与期間

貸与開始の年月から卒業予定の最短年月まで。

4. 出願の手続

- (1) 奨学生に関する事務は、学校の学生部等で扱っており、すべて出願は学校を通じて行なわれる。確認書の用紙を学校で受領し、必要事項を正確に記入、収入の証明書等と共に在学する学校へ提出し、IDパスワードの発行を受け、インターネットで支援機構のホームページにアクセスし申込む。
- (2) 学校の種類・年次（学年）または奨学生の種類等によって、出願の時期が異なり、また年1回しか出願できない場合があるから、学校に尋ね、締切期日に遅れないように注意すること。
- (3) 「人的保証」選択者の確認書は、必ず連帯保証人との連署のうえ提出すること。

5. 推薦と選考

- (1) 学校の選考委員会では、申込書・成績その他の資料をもとにして、出願者の人物・健康・学力及び素質・修学困難な程度などについてその資格を検討し、奨学生として適格者を機構へ推薦する。（その際、申込書の記載内容を確認するため、学校では機構所定の収入の証明書のほかにいろいろの証明書を求めることがある。）
- (2) 機構では、機構が定める推薦基準に基づき審査の上採用を決定する。

6. 口座の開設と奨学金の交付

- (1) 奨学金は、原則として毎月1回、銀行の普通預金口座（本人名義）に振込む。
- (2) 口座の開設は出願者が銀行窓口で行うこととなるが、すでに口座をもっている場合はそれを利用できる。

7. 採否決定の時期と通知方法

- (1) 採用決定の通知の時期は、機構での締切後およそ2か月。

- (2) 採用決定となった者へは、学校長を通じて通知する。
- (3) 直接日本学生支援機構へ問い合わせても回答しない。

8. 採用された場合

奨学生に採用された者には学校から奨学生証・奨学生のしおりを交付する。

9. 採用されなかった場合

資金の関係で採用人員に限度があり、たとえ資格があっても採用されないことがあるが、希望を失わず機会あるごとに出願すること。

10. 返還誓約書の提出

採用者は採用時に返還誓約書を提出することになる。「人的保証」選択者は連帯保証人・保証人の連署が必要である。提出方法は大学から指示される。

11. 奨学金の返還

- (1) 返還は貸与終了から6か月経過後、所定の期間内に割賦で返還しなければならない。
- (2) 奨学金の返還方法（返還割賦金額・返還回数・返還期日）は、返還誓約書による。
- (3) 奨学金の返還期日を過ぎると、第一種では滞納となった割賦金に対し、延滞した日数に応じて年10%の割合で、第二種では利息のほかに延滞となった割賦元金に対し、年（365日）あたり10%の割合で延滞金が課される。

12. 奨学金の返還猶予

- (1) 卒業後、進学したときは、「在学届」の提出により卒業時まで返還が猶予される。
- (2) 卒業後、災害または傷疾病、その他真にやむを得ない事由によって返還が困難になった場合は、願出により一定期間返還が猶予される。

13. 奨学金の返還免除

- (1) 本人が死亡または心身障害のため返還ができなくなったときは、願出によって免除されることがある。
- (2) 平成16年度以降の大学院第一種奨学金採用者で、在学中特に優れた業績を挙げた者として本機構が認定した場合には、貸与期間終了時に奨学金の全部又は一部の返還が免除される制度がある。

学習院女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程

(設置)

第1条 学習院女子大学に、日本学生支援機構大学院第一種奨学金貸与者から返還免除候補者を選考するための委員会（以下「学内選考委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 学内選考委員会は、次の者をもって組織する。

- 一 学長
- 二 研究科委員長
- 三 学生部長
- 四 その他学内選考委員会が定めるところにより学長が指名する者

2 学内選考委員会の委員長は、学長がこれに当る。

(任務)

第3条 学内選考委員会は、日本学生支援機構大学院第一種奨学金貸与者のうちから「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦及び推薦順位の決定を行う。

(推薦依頼)

第4条 学内選考委員会は、研究科に対し、当該研究科における被推薦者及び推薦順位の決定を依頼する。

(候補者の選考)

第5条 学内選考委員会は、研究科からの推薦内容及び業績を証明する資料等を参考に、次条に基づき業績を総合的見地から評価して、「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦及び推薦順位の決定を行う。

2 候補者の推薦及び推薦順位の決定には、委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(業績及び評価項目)

第6条 業績は、次の項目をもって評価する。

- 一 学位論文その他研究論文
- 二 特定の課題についての研究の成果
- 三 著書、データベースその他の著作物（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 授業科目の成績
- 五 研究又は教育に係る補助業務の実績
- 六 社会貢献活動の実績

2 各業績に伴う具体的な評価項目は、別に定める。

(改正)

第7条 この規程の改正は、学内選考委員会の議を経て学長が行う。

(事務)

第8条 この学内選考にかかる事務は、学生部が行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

各業績に伴う評価項目

「学習院女子大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考規程」第6条第2項の各業績に伴う評価項目を以下のように定める。

- 一 学位論文その他研究論文
 1. 学位論文その他研究論文の評価が80点以上
 2. 学会等での発表（具体的に記す）
 3. 学術雑誌等への掲載（具体的に記す）
 4. 学会等での受賞（具体的に記す）
 5. その他（具体的に記す）
- 二 特定の課題についての研究の成果
 1. 課題に関する評価が80点以上